

史跡高松城跡整備会議設置要綱

史跡高松城跡整備会議設置要綱（平成25年4月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 史跡高松城跡の保存及び整備に関し、広く専門家の意見を聴くため、高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に史跡高松城跡整備会議（以下「整備会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 整備会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 史跡高松城跡の保存及び整備に係る計画の策定に関すること。
- （2） 史跡高松城跡の管理及び活用の指針に関すること。
- （3） 石垣の安全性の確保に関すること。
- （4） 伝統工法の技法を活かした石積み工法に関すること。
- （5） 建造物の復元に必要な資料収集に関すること。
- （6） 建造物の安全性の確保に関すること。
- （7） 復元の形態、伝統工法としての技法を活かした工法に関すること。
- （8） その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 整備会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、史跡等の整備に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 整備会議に会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、整備会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 整備会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 整備会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 整備会議の所掌事務について調査研究させるため、専門部会を置く。

2 専門部会は、部会委員をもって組織し、部会委員は整備会議の委員のうちから、整備会議の会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の部会委員の互選により定める。

4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 専門部会の意見は、これをもって整備会議の意見とする。ただし、会長又は部会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

7 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 整備会議及び専門部会の庶務は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化財課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、整備会議の運営に関し必要な事項は、会長が整備会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

(史跡高松城跡石垣整備会議設置要綱及び史跡高松城跡建造物整備会議設置

要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 史跡高松城跡石垣整備会議設置要綱(平成16年11月1日)

(2) 史跡高松城跡建造物整備会議設置要綱(平成16年12月14日)

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に改正前の史跡高松城跡整備会議設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された史跡高松城跡整備会議の委員である者、廃止前の史跡高松城跡石垣整備会議設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された史跡高松城跡石垣整備会議の委員である者及び廃止前の史跡高松城跡建造物整備会議設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された史跡高松城跡建造物整備会議の委員である者は、この要綱の施行の日に、改正後の史跡高松城跡整備会議設置要綱第3条第2項の規定により、史跡高松城跡整備会議の委員として委嘱されたものとみなす。

4 前項の規定により史跡高松城跡整備会議の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正前の史跡高松城跡整備会議設置要綱第4条第1項本文、廃止前の史跡高松城跡石垣整備会議設置要綱第4条第1項本文及び廃止前の史跡高松城跡建造物設置会議設置要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成32年1月8日までとする。